

年金支給開始年齢未満で 退職される皆さまへ



退職後住所が変わったら 届出をお願いします

共済組合では、退職後すぐに年金受給者とならない方(年金待機者といいます)が、退職後において年金を受給できる年齢になられましたら、ご自宅へ年金請求書の事前送付[※]をさせていただきます。年金請求を行っていただくようご案内させていただきます。

この案内は、退職時における住所(退職時に提出していただきます届出書類等に記載のある住所)へ送付させていただきますことになり、退職後において転居等で住所が変更となられた場合には、送付することができなくなります。

このため退職後住所が変更となる場合には、共済組合まで連絡をいただきますようお願いいたします。

住所変更の届出がないと、ご自宅に年金請求についての案内をさせていた

だくことができませので、退職後すぐに年金受給者とならない方で、住所が変更となられた場合には、共済組合への届出を行っていただきますようお願いいたします。

共済年金の請求書は、 最終の勤務先(所属所)へ 提出してください

退職後に、支給開始年齢に到達され共済年金の請求を行う場合は、公務員として勤務された最終の市町村役場等に請求書類等を提出していただくこととなります(郵送でもかまいません)。

年金請求に必要となります書類等は、個人個人によって異なりますので、年金請求にあたり、不明な場合には共済組合または所属所共済事務担当課までお問い合わせください。

年金の概算額を 計算することができます



全国市町村職員共済組合連合会のホームページでは、生年月日と組合員期間、現在の給料月額を入力することで、退職共済年金の概算額を計算することができますので、年金試算を希望される場合には、ご利用ください(ただし、あくまでも試算であつて、年金額を保証するものではありません。また、法律改正によって年金額が変動する場合もあります)。

▼ホームページ
<http://www.shichousonren.or.jp/>



計算ページが表示されます

クリックすると...

◆年金自動計算シミュレーション

あなたが入力する現在の給与月額から加入期間中の標準点における平均給料月額を予測して、年金額を計算します。以下の内容に同意してからご利用ください。

なお、あなたの実際の平均給料月額等を使用して計算したものではありませんので、ご注意ください。

- この年金試算シミュレーションは、おおよその年金額を算出するものであり、実際の年金額とは異なります。
- この年金試算シミュレーションは、現在の給与月額を標準として標準点における年金額の算出を行いますので、実際の給与は実際の年金額と大きく異なることがありますのでご注意ください。
- 期間が満期になる場合及び昭和61年3月31日以前に退職されている方は、この年金試算シミュレーションでの計算ができません。「年金試算結果通知書」上で、あなたが所属している(いた)共済組合までご確認ください。
- 詳しくはこちら
- 退職前共済年金の受給要件は、原則、組合員期間が25年以上必要となります。

退職共済年金の計算には、下記の項目が必要となりますので入力してください。

【生年月日】
性別 男 女 月 日

【組合員期間を計算します】
既婚(共済組合加入)生年月日を入力してください
既婚 年 月 日
続いて退職(予定)生年月日を入力してください
予定 年 月 日
【組合員期間計算】

あなたの組合員期間は 年

【計算の結果となる平均給料月額及び平均給与月額を算出します。】
平均給料月額とは、平成15年3月31日以前の組合員期間にかかわる平均給料月額をいいます。平均給与月額とは、平成15年4月1日以前の組合員期間にかかわる平均給与月額をいいます。
年金額の計算にはこの2つの平均額となりますので、この金額を算出して計算します。

現在の給料月額(※1) × 標準率(※2) = 平均給料月額
円 × 0.80 = 円

平均給与月額(※3) × 標準率(※4) = 平均給与月額
円 × 1.50 = 円

※1 現在の給料月額に標準率のついていない標準率の値を入力してください。
※2 現在の給料月額に対する平均給料月額及び現在の給料月額に対する平均給与月額の標準率については、組合員期間の長さ(標準率)と標準率とが異なります。標準率の値は標準率の長さ(標準率)と標準率の長さ(標準率)とが異なります。
標準率(標準率) = 現在の給料月額の0.75~0.85倍
標準率(標準率) = 現在の給料月額の1.4~1.5倍

なお、一般組合員の平均としての標準率は、
平均給料月額 = 現在の給料月額の0.80倍
平均給与月額 = 現在の給料月額の1.50倍となります。